

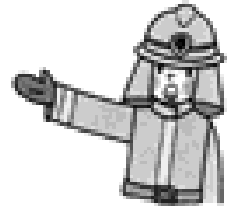
つけましたか？住宅用火災警報器



近年住宅火災の死者は建物火災全体の約9割にもものぼり、このうち約7割が逃げ遅れによるものとなっています。このことから全国で住宅用火災警報器の設置が義務化され、留萌市・小平町でも新築の住宅はすでに義務化されています。また、既存の住宅についても平成23年6月1日までに住宅用火災警報器を設置するよう義務付けされています。

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。自分の家は大丈夫ではなく、もし火災が起きたらの事を考え設置をお願いします。

住宅用火災警報器の設置場所は留萌市・小平町では寝室として使用している部屋と階段の天井部分となっています。



放火による火災を防ぐために



放火による火災は、深夜もしくは人目の付かない場所から発生します。

放火による火災を防ぐため家のまわりには燃えやすい物を置かないなどの「放火されない環境づくり」が大切です。

放火を防ぐポイント！



家のまわりに燃えやすいものを置かない。



物置・車庫には鍵を



ゴミは収集日に



地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう

このほかにも

- ・車から降りるときは鍵をかける。
- ・防災処理された車両ボディーカバーを使用する。
- ・アパート、マンションの階段には燃えやすい物を置かない。
- ・旅行時はご近所にひと声かける。などにご注意！



紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署 予防課
 電話 0164-42-2211 直通 0164-42-2296
 留萌消防組合小平支署 予防係
 電話 0164-56-2221
 留萌消防組合鬼鹿支署
 電話 0164-57-1253



地域では、お年寄り家庭へ「防火アドバイスを」